

下関市介護職員等就労定着支援金

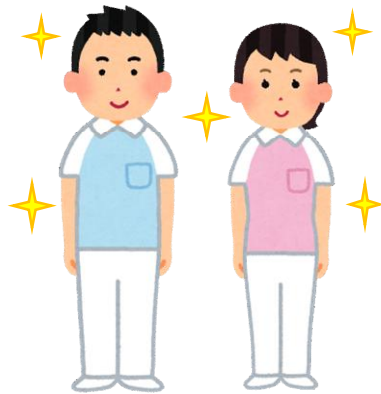
常勤の介護職員等または非常勤の訪問介護員として、下関市内の介護保険サービス事業所に就職してから半年が経過した方へ、就労定着支援金を交付します。

変更

◎常勤の介護職員等 10万円

ただし、資格（※）を有する復職者は 15万円

※資格・・・介護福祉士、社会福祉士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、介護職員初任者研修修了、介護福祉士実務者研修修了



◎非常勤の訪問介護員 5万円

加算

いずれも就職した介護保険サービス事業所の所在地が、**豊田・豊北圏域**の場合は10万円を加算します。

交付対象者

◎常勤の介護職員等

①新卒就職者

学校等を卒業後初めて就職した方で、下関市内の介護保険サービス事業所に、常勤の介護職員等として就業後、半年が経過した方

※学校等・・・学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校（ただし、修業期間が1年未満のもので、簡易に修得することができる技術、技芸等の課程を除く。）

②転職就職者

介護職員等以外の職種を退職し、下関市内の介護保険サービス事業所に、常勤の介護職員等として就業後、半年が経過した方

③復職就職者

介護職員等を退職後、1年以上経過し、下関市内の介護保険サービス事業所に、常勤の介護職員等として就業後、半年が経過した方

※介護職員等・・・介護職員、介護従業者、訪問介護員、機能訓練指導員、サービス提供責任者、計画作成担当者、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員

※就職して半年が経過・・・例として下記のような場合が該当します。

- (例1) (就職日) 令和7年10月1日→(半年経過日) 令和8年4月1日
- (例2) (就職日) 令和8年3月15日→(半年経過日) 令和8年9月15日
- (例3) (就職日) 令和8年4月1日→(半年経過日) 令和8年10月1日

◎非常勤の訪問介護員

訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は夜間対応型訪問介護のサービスを利用する方の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行う方で、下関市内の介護保険サービス事業所に、就職して半年が経過した方

※ 雇用形態（常勤・非常勤）はお勤め先の介護保険サービス事業所にご確認ください。

(裏面へつづく→)



ただし、次に当てはまる方は、交付対象外です。

- ・ 就業開始日から半年が経過した日が令和8年3月31日以前の方
- ・ 過去にこの支援金の交付を受けた方（要綱第4条第3項の場合を除く。）
- ・ 介護職員等以外の職種を兼務している方（看護職員、医師、薬剤師等）
- ・ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している方

募集期間

令和8年（2026年）6月1日
～令和9年（2027年）3月31日
※先着順。予算額に達し次第、募集を締め切ります。

（ 交付予定人数（先着順）
常勤 50人（うち復職の有資格者10人）
非常勤 30人
※豊田・豊北圏域加算 上記のうち15人 ）

※申請には、下記の書類が必要です。



下関市介護職員等就労定着支援金 必要書類一覧

	① 新卒就職者	② 転職就職者	③ 復職就職者	④ 非常勤の訪問介護員
申請時期	就業後、半年経過後から令和9年3月31日まで			
交付申請書	○（様式第1号）	○（様式第1号の2）	○（様式第1号の2）	○（様式第1号の3）
就労証明書 （様式第2号）	○	○	○	○
住民票の写し （申請者本人のもの）	○	○	○	○
卒業証明書 または卒業証書の写し	○			
前職に関する書類		○転職前	○復職前	
介護の資格を証する書類			○	

※支援金の交付決定後に、請求書の提出が必要となります。

◎申請書および交付要綱等は、下関市のホームページをご覧ください。
下記までお問合せください。

下関市介護保険課 庶務係（083-231-1162）
下関市南部町1番1号 本庁舎西棟2階
Mail:hfkaigoh@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

